

市内障害通所支援事業所 御中

健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

### 新型コロナウイルスへの対応に伴う訓練等給付の取扱いについて

標記の件につきまして、令和2年4月13日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発出「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）」の事務連絡に基づき、次のとおり例外的な取り扱いについても可能とします。

#### 1 就労継続支援就労継続支援B型における就労アセスメントの取扱いについて

就労継続支援事業B型については、特別支援学校卒業者等就労経験がない者が利用する場合、原則として就労移行支援事業所等による就労アセスメントを受けることとしていますが、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後、就労移行支援事業所における就労アセスメントが十分に実施できない事態が想定されます。

また、「就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について（平成29年4月25日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）」にある、障害者就業・生活支援センターや自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）における就労アセスメントの実施についても同様の事態が想定されます。

このため、今般の新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、就労移行支援事業所等における就労アセスメントが十分に実施できない場合、臨時的な取扱いとして、本市において就労面に係る課題等の把握がなされていれば、就労アセスメントと同等の情報収集等がなされたものとして取扱うことも可能とします。この場合、所管区から個別支援計画等、課題の把握に必要な書類の提出を求めることがあります。

#### 2 就労継続支援事業A型等における暫定支給決定の取扱いについて

訓練等給付のサービスの継続利用について、サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間（「暫定支給決定期間」という。）を設定した支給決定を行うこととし、暫定支給期間中に利用者のアセスメントや意向の確認等を行うこととしていますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため暫定支給期間中に利用者のアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合、就労継続支援A型事業等できる限り実施した支援の内容等から本市において、サービスを継続することによる改善効果が見込まれるか否かを判断することも可能とします。この場合、所管区から実績及びその評価結果等を取りまとめた書類等の提出を求めることがあります。

（※機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）についても同様の取扱いとします。

なお、暫定支給決定の対象サービスに係る支給申請のあった障害者について、既に暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等のアセスメントが行われており、改めてアセスメントの必要がないと区役所・支所が判断する場合は、従前より暫定支給決定を行わなくても差し支えありません。

#### 3 就労移行支援事業における標準利用期間の更新の取扱いについて

自立訓練及び就労移行支援は標準利用期間があり、原則的には当該期間内に訓練を終える必要がありますが、この場合は1年の範囲内で必要な期間のみ延長することとなっていますが、新型コロナウイルスの

感染拡大防止のため、十分な就労支援の実施や就労活動の継続が困難なまま年度内に、標準利用期間の終了を迎える利用者について、本市でサービスの利用継続が必要であると認められる場合においては、臨時的な取り扱いとして、「原則1回」を含む現行の取扱いに関わらず、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することも可能とします。

※新型コロナウイルスによる事由に該当しない場合、通常取扱いになるため注意してください。

〔 障害計画課給付係  
内) 33611 〕